

# 畦畔管理支援事業(つなん農地協働管理モデル) 【継続】

- 担い手への農地集積が進み、畦畔管理の負担が増すことで、**適正な生産管理ができずに生産性が低下する恐れ**
- 生産に影響しない畦畔の草刈りについては、**可能な限り、地域住民等の多様な者と協働で実施するモデル**を構築

## ◆中山間地農業の現状

- 1 農業者は年々減少し、今後も高齢や機械更新等を契機に離農者が増加することで、担い手への農地集積は一層加速。
- 2 担い手は規模拡大するほど畦畔の草刈りに係る負担やコストが増加し、適正管理が困難になることで収量等が低下する傾向。
- 3 このため、草刈りの回数を少なくしたり、除草剤に頼らざるを得ないなど、景観悪化や病害虫の発生によるトラブルも発生。
- 4 また、中山間農地は畦畔率が高い条件不利地が多く、受け手の見つからない農地は耕作放棄地となる恐れ。



## ◆課題

➢ 今後、限られた担い手で地域農業を維持していくためには、**地域の多様な者の力も借りながら、農地を協働で管理**する仕組みが必要。

具体的には

**地域の元気な者が畦畔の草刈りの一部を手伝うなど、「9割の非担い手が1割の担い手を応援する仕組み」づくり**

- ☑ 非担い手 → 可能な限り畦畔の草刈りを受託し、労賃を受給
- ☑ 担い手 → 追肥や水管理等の生産管理に集中し生産性を向上

## ◆今後の展開方針

**元気な離農者等の多様な者が地域農業に関わり、畦畔の草刈りを協働で実施するモデルを支援**

### 事業概要

- (1) 補助対象者(申請者)  
認定農業者
- (2) 補助要件
  - ① 耕作する水田畦畔に係る草刈りの一部を地域住民等の個人に委託し、書面で委託内容が確認できること。  
※草刈りを認定農業者、営利法人、労働者派遣団体、草刈り業者に委託する場合は対象外
  - ② 草刈りは、年3回実施すること。
  - ③ 作業時間と実施状況を記録(作業日誌等)と目視で確認、報告できること。
- (3) 補助金額  
作業1時間当たり定額1,500円(100円未満切り捨て)  
※補助対象者一人当たりの補助金額は20万円が上限



## ◆期待される効果

| 農業関係人口の維持                                       | 担い手の生産性向上   | 耕作放棄地発生防止                                 |
|---|---|---|
| 農業に関わる関係人口を維持することで、 <b>地域農業に無関心な土地持ち非農家等が減少</b> | 担い手は生産に係る作業に集中することができ、 <b>生育に応じた適正管理により生産性が向上</b> | 担い手の農地管理の負担が減ることで、 <b>受け手の見つからない農地が減少</b> |

- 農地は担い手だけでなく、地域で協力して守る意識の醸成
- 多様な者の活躍に対して、地域内でお金が回る好循環の実現